

屋久島町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 29 年 8 月 31 日（制定）

令和 2 年 11 月 25 日（改正）

屋久島町農業委員会

第 1 基本的な考え方

平成 28 年 4 月 1 日に農業委員会等に関する法律の一部改正が施行され、「農地利用の最適化の推進」が農業委員会が取り組むべき業務として、明確に位置付けられた。

屋久島町においては、農業の担い手不足と高齢化が顕著となっており、それに向けた対策を図る事が求められている。また本町は平地と中山間が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっているため、地域の実情に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図る事が求められている。

このようなことを踏まえ、活力のある農業を築くため、農業委員会等に関する法律第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という）が連携し、担当地区ごとの活動を通じて「農地利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、また、併せて「人・農地プラン」に基づく活動を進めるため、屋久島町農業委員会の指針として、具体的な取り組みを次のとおり定める。

なお、この指針は、令和 6 年度を目標とし、3 年ごとの農業委員及び推進委員の改選期に検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成 28 年 3 月 4 日付け 27 経営第 2933 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第 2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
設定時 (平成 29 年 3 月)	1,059 ha	81 ha	7.6%
現 状 (令和 2 年 3 月)	1,064 ha	89 ha	8.4%
目 標 (令和 5 年 3 月)	1,035 ha	60 ha	6.0%

注：「管内の農地面積」は、作物統計調査における耕地面積と遊休農地面積の合計面積

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- 農業委員及び推進委員による農地の利用状況調査（以下農地パトロール）と農地の利用意向踏査（農地総点検活動）を実施する。
- 農地総点検活動により把握した意向調査結果に基づき、農地バンクへの貸付を推進し、遊休農地の発生防止・解消を図る。
- 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によりB分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守り活かす農地の明確化を図っていく。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
設定時 (平成29年3月)	978ha	284ha	29.0%
現状 (令和2年3月)	975ha	280ha	28.7%
目標 (令和5年3月)	975ha	342ha	35.0%

注：「管内の農地面積」は、作物統計調査における耕地面積（遊休農地面積は含んでいない）

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な推進方法

- 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定による農地の貸借を推進し、農地の利用集積を実施する。
- 農地バンク等の関係機関と連携し、担い手の意向を踏まえて農地中間管理事業による農地の利用集積・集約化を図る。
- 相続未登記等、農地所有者等が所在不明の農地については、県知事の裁定で利用権設定が可能な農地中間管理事業を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数	新規参入者取得面積
設定時 (平成29年3月)	3経営体	2.3ha
現状 (令和2年3月)	8経営体	4.9ha
最終目標 (令和5年3月)	10経営体	6.0ha

- 関係機関と連携して、新規就農者へのサポート体制の強化を図る。
- 後継者のいない農家や貸借可能な農地の情報を把握し、土地所有者の意向や希望に応じて新規参入者に情報の提供を行う。
- 高齢化等により農地の遊休化が深刻な地域について、利用の意向を随時確認し情報提供を図る事で新規参入を促進する。
- 農業委員及び推進委員は、新規参入者の地域の受入条件の整備を図るとともに、地域との橋渡しを行う。